

国立大学法人奈良教育大学教職員旅費規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年3月24日規則第41号

改正 平成23年3月24日規則第19号

改正 平成24年3月14日規則第21号

改正 平成28年3月30日規則第19号

改正 平成28年4月13日規則第21号

改正 平成29年3月 8日規則第 8号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）の業務のために旅行する本学の役員及び教職員（以下「役職員」という。）並びに本学の依頼に応じ、本学に関連する業務を遂行するために旅行する者（以下「役職員以外の者」という。）に対し支給する旅費に関する基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学が役職員及び役職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他に特別な定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(旅費の区分)

第3条 旅費は、目的又は内容に応じ下記のとおり区分する。

- 一 国内旅費（日帰り旅費、研修等旅費、赴任旅費を除く。）
- 二 日帰り旅費（研修等旅費を除く。）
- 三 研修等旅費
- 四 赴任旅費
- 五 外国旅費

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃）、日当、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。

(旅行命令等)

第5条 旅行しようとする者は、学長、予算責任者又は予算責任者から権限を委譲された者（以下「命令者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼によって行わなければならない。

(旅費の支給)

第6条 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算し支給する。

2 交通費は、旅費の計算の基礎となる旅行の起点駅を、次のとおりとする。

一 JR関西本線及び奈良線を利用する場合は、「JR奈良駅」とする。

二 近鉄線を利用する場合は、「近鉄奈良駅」とする。

三 日帰り旅行において日当を支給しない場合の起点は、勤務地とする。

3 「JR大阪駅」を経由して旅行する場合は「近鉄奈良線」、「JR京都駅」を経由して旅行する場合は、「近鉄京都線」をそれぞれ利用するものとする。

4 用務地である市町村内の移動にかかる現地交通費は支給しない。

5 本学以外から、旅費の一部又は全部を支給される場合には、その額に相当する旅費は支給しない。

第2章 国内旅費

(国内旅費)

第7条 国内旅費は、交通費、日当及び宿泊料を支給する。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、第6条第2項に定める起点駅から、路程に応じ旅客運賃のほか、別表1に規定する急行料金、グリーン料金及び座席指定料金を支給する。

(船賃)

第9条 船賃の額は、別表1により支給する。

(航空賃)

第10条 航空賃は、路程に応じ現に支払った旅客運賃による。

2 航空賃の支給に当たっては、旅客運賃を支払った額を証明する書類(領収書等)を添付しなければならない。ただし、旅行代理店が乗り物や宿泊をセットで手配した旅行(以下「パック旅行」という。)による場合で、航空賃の額が明確でない場合は、別に定める要領により支給する。

(バス賃)

第11条 バス運賃の額は、実費額により支給する。

(日当及び宿泊料)

第12条 日当及び宿泊料は、別表1により支給する。

第3章 日帰り旅費

(日帰り旅費)

第13条 日帰り旅行には、交通費と日当を支給する。ただし、別表1の備考(2)に記載の市区町村への旅行については、交通費の実費額を支給する。

第4章 研修等旅費

(研修等旅費)

第14条 研修、講習その他これらに類する目的のため旅行する場合は、第15条又は第16条に規定する旅費を支給する。

(宿泊研修等)

第15条 宿泊研修等の場合は、交通費、日当及び宿泊料を支給する。ただし、宿泊施設の定められている研修等の宿泊料にあつては、前述に定める宿泊料を上限として実費額を支給する。

(日帰り研修等)

第16条 日帰り研修等の場合は、第13条により支給する。

第5章 赴任旅費

(赴任旅費)

第17条 赴任旅費は、本学に新規採用又は赴任を命ぜられた役職員が、赴任に伴う住所又は居所の移転を行う場合に支給する。

2 赴任旅費の支給にあつては、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)に準拠する。

第6章 外国旅費

(外国旅費)

第18条 外国旅費は、交通費、日当、宿泊料及び旅行雑費を支給する。

2 外国旅行に伴う国内旅費は、第2章に規定するところによる。

3 外国旅行については、交通費、旅行雑費に係る領収書等支払った額を証明するに足る書類を提出しなければならない。ただし、パック旅行による場合で、交通費、旅行雑費の額が明確でない場合は、別に定める要領により支給する。

(交通費)

第19条 鉄道賃、船賃、航空賃及びバス運賃の額は、別表2によりその実費額を支給する。

(日当及び宿泊料)

第20条 日当及び宿泊料は、旅行先の区分に応じた別表2の定額を支給する。

(旅行雑費)

第 21 条 旅行雑費の額は、入出国税並びに空港施設使用料等の実費額による。

第 7 章 雑 則

(旅費の調整)

第 22 条 次の各号に該当する場合は、日当及び宿泊料についてそれぞれ定額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 一 学術研究、研修会及び講習会並びに授業等のために旅行する場合で、日当及び宿泊料の定額を支給することが適当でない場合
- 二 事務打合せ及び会議出席等のために旅行する場合で、日当及び宿泊料の定額を支給することが適当でない場合
- 三 本学の附属自然環境教育センター奥吉野実習林宿泊施設（大塔寮）を利用する場合の宿泊料は、定額の 2 分の 1 以内の額を支給する。
- 四 公用車を利用して旅行する場合（宿泊を伴う場合を除く。）は、旅費を支給しない。

(準拠)

第 23 条 この規則に定めのない事項については、旅費法並びに文部科学省が所管する各種旅費に関する規程、通達等に準拠する。

(その他)

第 24 条 非常勤役員、非常勤講師、及び役職員以外の者の本学に来学する場合の交通費を算定するにあたり、交通費よりも自家用自動車、自動二輪車及び原動機付自転車を利用の方が経済的かつ合理的であると本人からの申し出があった場合は、その都度学長が決定し支給することができる。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 41 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 19 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 21 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 19 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 21 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 13 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 8 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (国内旅費)

| | 職種 | 俸給表 | 旅費の支給区分・職名等 | | |
|-----------------------|-------------------|--------|---|-------------------------------|-----------------------------------|
| | | | I | II | III |
| 本学教職員（特任教員・再雇用教職員を含む） | 役員 | 指定職 | 学長・理事・監事 | | |
| | 大学教員 | 教育職（一） | | 教授・准教授 | 専任講師・助教・助手 |
| | 附属学校教員 | 教育職（二） | | 教頭 | 主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭 |
| | 事務・技術職員 | 一般職（一） | | 事務局長 | 事務局長以外の職 |
| | 技能系職員 | 一般職（二） | | | 用務員・労務作業員・炊夫 |
| | 医療系技術職員 | 医療職（一） | | | 栄養士 |
| 医療職（二） | | | | 看護師 | |
| 本学時間雇用教職員 | | | | 講師・スクールカウンセラー・学校医・学校歯科医・学校薬剤師 | 講師・スクールカウンセラー・学校医・学校歯科医・学校薬剤師以外の職 |
| 上記以外 | | | 経営協議会学外委員 | 学識経験者等 | その他院生等 |
| 鉄道賃 | | | 運賃 急行料金 座席指定料金 グリーン料金 | 運賃 急行料金 座席指定料金 | |
| | | | 特別急行料金は片道100km以上、普通急行料金は片道50km以上の場合のみ支払い。 | | |
| 船賃 | 3階級以上に運賃等級を区分する路線 | | 最上級 | 最上級の直近下位の級 | |
| | 2階級に運賃等級を区分する路線 | | 最上級 | | |
| | 運賃等級を設けない路線 | | 乗船に要する運賃 | | |
| 日当 | | | 2,800 | 2,400 | 2,000 |
| 宿泊料 | | | 12,600 | 11,200 | 9,300 |

備考（1）旅行者が同一地域において滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減額して支給する。

（2）本学より概ね50km以内の市区町村は次の場合とする。

奈良県・・奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、

黒滝村、天川村、川上村、東吉野村

大阪府・・大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、
貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、寝屋川市、松原市、
和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、
東大阪市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、島本町、豊能町、能勢町、
忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市、大東市

京都府・・京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、
大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、
精華町、南山城村

兵庫県・・神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町

滋賀県・・大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、日野町、
竜王町

和歌山県・・橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町

三重県・・伊賀市、名張市、亀山市、津市、松阪市

注) 俸給表区分は、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則（平成16年奈良教育大学規則第48号）等による。

別表 2 (外国旅費)

| | 職種 | 俸給表 | 旅費の支給区分・職名等 | | |
|-----------------------------|-------------------|--------|-------------|-------------------------------|-----------------------------------|
| | | | I | II | III |
| 本学教職員（特任教員・再雇用教職員を含む） | 役員 | 指定職 | 学長・理事・監事 | | |
| | 大学教員 | 教育職（一） | | 教授・准教授 | 専任講師・助教・助手 |
| | 附属学校教員 | 教育職（二） | | 教頭 | 主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭 |
| | 事務・技術職員 | 一般職（一） | | 事務局長 | 事務局長以外の職 |
| | 技能系職員 | 一般職（二） | | | 用務員・労務作業員・炊夫 |
| | 医療系技術職員 | 医療職（一） | | | 栄養士 |
| 医療職（二） | | | | 看護師 | |
| 本学時間雇用教職員 | | | | 講師・スクールカウンセラー・学校医・学校歯科医・学校薬剤師 | 講師・スクールカウンセラー・学校医・学校歯科医・学校薬剤師以外の職 |
| 上記以外 | | | 経営協議会学外委員 | 学識経験者等 | その他院生等 |
| 鉄道賃 | 3階級以上に運賃等級を区分する路線 | | 最上級 | 最上級の直近下位の級 | |
| | 2階級に運賃等級を区分する路線 | | 最上級 | | |
| | 運賃等級を設けない路線 | | 乗車に要する運賃 | | |
| 船賃 | 3階級以上に運賃等級を区分する路線 | | 最上級 | 最上級の直近下位の級 | |
| | 2階級に運賃等級を区分する路線 | | 最上級 | | |
| | 運賃等級を設けない路線 | | 乗船に要する運賃 | | |
| バス運賃 | | | 乗車に要する運賃 | | |
| 航空賃 | | | エコノミークラス相当 | | |
| 日当 | 甲地方 | | 7,600 | 6,200 | 4,900 |
| | 乙地方 | | 5,400 | 4,700 | 3,400 |
| | 丙地方 | | | | |
| 宿泊料 | 甲地方 | | 23,500 | 19,100 | 15,100 |
| | 乙地方 | | 16,700 | 14,500 | 10,600 |
| | 丙地方 | | | | |
| 同一地域における滞在日数が32日～61日までに係る単価 | | | | | |
| 日当 | 甲地方 | | 6,800 | 5,600 | 4,400 |
| | 乙地方 | | 4,900 | 4,200 | 3,100 |
| | 丙地方 | | | | |
| 宿泊料 | 甲地方 | | 21,200 | 17,200 | 13,600 |

| | | | | |
|-------------------------|------------|--------|--------|--------|
| | 乙地方 丙地方 | 15,000 | 13,100 | 9,500 |
| 同一地域における滞在日数が62日以上に係る単価 | | | | |
| 日当 | 甲地方 | 6,100 | 5,000 | 3,900 |
| | 乙地方 丙地方 | 4,300 | 3,800 | 2,700 |
| 宿泊料 | 甲地方 | 18,800 | 15,300 | 12,100 |
| | 乙地方 丙地方 | 13,400 | 11,600 | 8,500 |

- 備考（１）甲地方、乙地方、丙地方の区分は旅費法によるものとする。
- （２）１日において、日当又は宿泊料の額が異なる地域を旅行した場合には、その額の多い方の先行先の区分に掲げる額とする。
- （３）船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く）の場合における日当は、丙地方の金額とする。なお、日本を出発した日及び日本に到着した日の日当は、丙地方の金額とする。
- （４）外国からの著名人を本学に関連する業務等で招へいする際、命令者等が特に必要と認める場合はビジネスクラス又はファーストクラスの航空賃の額を支給できるものとする。